

## 徳島市まちづくり総合ビジョン策定市民会議設置要綱

### (設置)

第1条 今後の徳島市のまちづくりにおける総合的な指針となる、徳島市まちづくり総合ビジョン（以下「総合ビジョン」という。）を策定するにあたり、広く市民の参加を求め、徳島市まちづくり総合ビジョン策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 市民会議は、総合ビジョンの策定に必要な事項について協議し、市長に報告するものとする。

### (構成)

第3条 市民会議は、委員40名程度で構成する。

2 委員は、知識経験を有する者、公募市民等の中から市長が依頼する。

### (会長及び副会長)

第4条 市民会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、市民会議を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順位により、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 会長は、必要に応じて会議を招集し、議長として会議を進行する。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明又は意見を聴くことができる。

### (部会)

第6条 市民会議の所掌事務を分掌させるため、「つなぐ」まち部会、「まもる」まち部会及び「おどる」まち部会を設置する。

2 各部会の分掌は、別表に定める。

3 各部会に、部会長及び副部会長を置く。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における協議の経過及び結果を会長に報告する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 部会長は、必要に応じて部会を招集し、議長として会議を進行する。

7 部会長は、必要があると認めるときには、部会に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明又は意見を聴くことができる。

### (専門事項の検討)

第7条 総合ビジョンにおける専門の事項を検討するため、必要に応じて専門的会議を置くことができる。

(設置期間)

第8条 市民会議は、その任務が達成されたときに解散する。

(事務局)

第9条 市民会議の事務局は、企画政策局企画政策課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月2日から施行する。

別表

部 会	分 掌
「つなぐ」まち部会	1 子育て・教育環境の充実に関すること 2 健康・福祉の向上に関すること 3 共生社会の構築に関すること 4 その他
「まもる」まち部会	1 防災、消防、医療の充実・強化に関すること 2 暮らしの基盤充実に関すること 3 環境にやさしい社会の構築に関すること 4 その他
「おどる」まち部会	1 魅力的な都市空間の形成に関すること 2 地域経済の活性化に関すること 3 市民活動の活性化に関すること 4 その他